

次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	第Ⅲ期基本計画における論点
国民生活基礎調査のオンライン調査の状況について	<ul style="list-style-type: none"> ○国民生活基礎調査のオンライン調査について、非標本誤差の縮小に向けた取組結果等も踏まえつつ、その導入可能性を引き続き検討する。 【No. 67】
これまでの統計委員会の意見	<p>＜諮問第152号の答申（令和3年7月30日）国民生活基礎調査＞ 詳細は別紙参照</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 回収率向上に向けた取組の効果検証等</p> <p>前記2 (1) ①～③に記載した取組について、その実施状況や、効果・影響について検証し、回収率向上に向けた更なる取組の必要性について検討すること。特に、令和4年調査から段階的に導入するオンライン調査については、①全国導入に向けた課題を整理しつつ、必要な改善を行い、令和5年調査において、全国導入を図るとともに、②調査の実施を受けて、例えば、地域別・世帯属性別に、どのような世帯がオンライン回答を行う傾向が強いのか等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行うこと。</p>
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>＜令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）＞ 詳細は別紙参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民生活基礎調査の改善に関するWGにおいて、調査系統及び調査時期との関係や現行の5種類ある調査票の再編など調査計画全体の見直しも含め検討を行った結果、現行の調査方法を基本としつつ令和4年（2022年）からオンライン調査を導入すること。ただし、5種類の調査票を用いて、年2回、保健所又は福祉事務所と異なる機関を経由して調査を実施するという本調査の特殊性を考慮すると、予見できない要素によるリスクも考えられるため、令和4年（2022年）調査は、一部の調査地区から先行的に導入することが妥当とされた。（後略）【厚生労働省】
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記のとおり、オンライン調査の導入に伴う結果への影響の分析、導入効果の検証を行うことは、極めて重要な課題と考えられることから、次回基本計画にその旨を記載し、定期的に状況を把握することとしてはどうか。 <p>＜基本的考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民生活基礎調査のオンライン調査の導入について、全国導入に向けた課題の整理や必要な改善を実施の上、地域別・世帯属性別のオンライン回答状況等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行う。【厚生労働省；令和7年（2025年）調査の企画時期までに結論を得る。】
備考（留意点等）	

<諮問第152号の答申（令和3年7月30日）国民生活基礎調査>（抜粋）

2 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

(1) 回収率向上に向けた更なる取組の推進等

この課題は、本調査の回収率の向上が大きな課題であるとともに、保健所を始めとする地方公共団体の事務負担及び調査対象者の報告負担が、ともに大きいとの認識から示されたものであるが、その後、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って、令和2年調査が中止された経緯もあり、取組の必要性は一層高まっている。これについて、厚生労働省は、以下の取組を行うこととしている。

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年調査において、郵送回収の要件を緩和しているが、その効果の検証を行い、令和5年調査に向けて、郵送回収の要件の緩和を検討
- ② 令和4年調査において一部の都道府県においてオンライン調査を導入し、課題等の整理を行いつつ、令和5年調査において全般的な導入（前記1（2）イを参照）
- ③ 令和3年調査から、調査対象者や調査員からの照会についてコールセンターを設置

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、調査に伴う負担軽減や回収率の向上を図りつつ、調査を安定的に継続するため、様々な取組について検討・対応されていることから、課題への対応としては、適当であるが、これらの取組については、今後も継続的に実施されるとともに、後記3（3）記載のとおり、効果の検証等を行うことが必要である。

(2) 調査方法等に関する情報提供の充実

この課題は、地域別の回収率の公表について検討を求めるものであったが、厚生労働省は、既に、令和元年調査（大規模調査）結果において、世帯票の地域ブロック別及び市郡別の回収率を同省ホームページにおいて掲載しており、課題への対応は、適当である。

3 今後の課題

(1) 質問8（「日常生活における機能制限」（健康票））の有用性の分析及び類似項目との関係の明確化

質問8については、新設項目であることから、令和4年の調査結果を踏まえて、その有用性について分析するとともに、質問5を始め、本調査における類似項目との間における把握範囲の重なりや相違について、次回の大規模調査となる令和7年調査の企画時期までに、改めて整理すること。

(2) 未成年に係る健診等の受診状況について

本申請に係る審議の過程において、国会議員から内閣に対して「障がい児・者を含む若者の健康診断受診率の把握に関する質問主意書」（令和3年6月10日付け質問第193号）が提出され、その中で、本調査における未成年に係る健康診断受診率の把握について質問があったところである。これについて、厚生労働省は、国民生活基礎調査における「健診等の受診状況」（健康診断、健康診査及び人間ドックの受診状況の総称）の設計の考え方として、世帯員の生活習慣である「飲酒の状況」及び「喫煙の状況」を把握した上で、健診等の受診状況を把握する設計となっていることから、調査対象を20歳以上の者としており、未成年者に係る健診等の受診状況の調査については、今後、政策上の必要性等を踏まえた上で、検討することとしている。

については、未成年に係る健診等の受診状況の把握について、今回の問題提起を踏まえ、他機関の統計での把握状況や統計の体系的整備の観点も踏まえ、次回の大規模調査となる令和7年調査の企画時期までに整理すること。

(3) 回収率向上に向けた取組の効果検証等

前記2（1）①～③に記載した取組について、その実施状況や、効果・影響について検証し、回収率向上に向けた更なる取組の必要性について検討すること。特に、令和4年調査から段階的に導入するオンライン調査については、①全国導入に向けた課題を整理しつつ、必要な改善を行い、令和5年調査において、全国導入を図るとともに、②調査の実施を受けて、例えば、地域別・世帯属性別に、どのような世帯がオンライン回答を行う傾向が強いのか等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行うこと。

<令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）>

- 非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下で「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ（以下「WG」とする。）」を設置し、結果精度向上に向けた推計方法の見直しの検討を行った。「世帯票」、「健康票」及び「介護票」については、現行の推計方法に変えて新たな推計方法を採用することについて、検討の余地があるとされたが、「所得票」及び「貯蓄票」については、現行の推計方法を変えてまで新たな推計方法を採用するべきという積極的な根拠を得られなかった。

統計委員会諮問第152号の答申（令和3年（2021年）7月30日統計委第14号。以下「答申」とする。）では、捕捉率の低い若年単身世帯等の回収率の向上が本調査の大きな課題であり、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って令和2年（2020年）調査が中止された経緯も踏まえ、この取組の必要性が一層高まっていることから、以下の取組を継続実施するとともに、その効果の検証等を行うことが必要とされた。

① 郵送要件の緩和検討

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年（2021年）調査において、郵送回収の要件緩和の効果検証を行い、令和5年（2023年）調査に向けて郵送回収の要件緩和を検討

② オンライン調査の導入

令和4年（2022年）調査において一部の都道府県にオンライン調査を導入し、課題等の整理を行いつつ、令和5年（2023年）調査において全面的な導入

② コールセンターの設置

令和3年（2021年）調査から、調査対象者や調査員からの照会についてコールセンターを設置 【厚生労働省】

- 調査業務の効率化を図る観点から以下の対策を講じ、②及び③については、答申において、これらの取組の効果検証等を行うこととされた。

① 実務説明動画DVDの作成

調査員の実務に関する動画DVDを作成し、保健所等へ配布を行った。保健所等において調査員を対象に開催している説明会について当該DVDを活用することが可能となり、保健所等における調査事務の効率化・負担軽減を図ることができた。

② コールセンターの設置

4月中旬の調査準備開始から調査期間中、コールセンターを設置し、従来、保健所等が実施していた調査員や対象世帯の照会対応等をコールセンターで実施することにより、保健所等における調査事務の効率化・負担軽減を図ることができた。

③ オンライン回収の導入

政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを活用したオンライン回収を導入し、従来からの調査員回収と併用して調査を実施する。オンラインによる回答はシステムによる入力チェックや保健所等に直接送信されるため、オンラインによる回答が増えれば増えるほど、保健所等における調査事務の効率化・負担軽減が図られる。【厚生労働省】

- WGにおいて、調査系統及び調査時期との関係や現行の5種類ある調査票の再編など調査計画全体の見直しも含め検討を行った結果、現行の調査方法を基本としつつ令和4年（2022年）からオンライン調査を導入すること。ただし、5種類の調査票を用いて、年2回、保健所又は福祉事務所と異なる機関を経由して調査を実施するという本調査の特殊性を考慮すると、予見できない要素によるリスクも考えられるため、令和4年（2022年）調査は、一部の調査地区から先行的に導入することが妥当とされた。

これを踏まえ、統計委員会等で審議を行い、答申において、「令和4年（2022年）調査から段階的に導入するオンライン調査については、①全国導入に向けた課題を整理しつつ、必要な改善を行い、令和5年（2023年）調査において、全国導入を図るとともに、②調査の実施を受けて、例えば、地域別・世帯属性別に、

どのような世帯がオンライン回答を行う傾向が強いのか等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行うこと。」との課題を受けた。

【厚生労働省】

- ホームページにおいて、「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」における結果精度向上に向けた推計方法の見直しの検討状況として、会議資料や議事録を公開した。

また、引き続き、標本設計に関する情報として層化抽出に関する情報を、非標本誤差に関する情報として、非回答を減じるための対応、集計上の対応、誤差の説明、誤差を減じるための対応に関する情報を公開している。

さらに、令和2年度（2020年度）においては、令和元年（2019年）調査結果の世帯票について地域ブロック別及び市郡別による回収率を公開した。【厚生労働省】